

「総合体育館さんりーな」事例研究 課題の分析と論点整理

平成25年8月29日行財政改革審議会資料

施設の概要及び現状	施設運営の課題	課題の要因	改善の方向性	即実践可能な改善案	根本的な改革案
<p>(1)施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ①敷地面積 16,859㎡ ②建築面積 7,833㎡ ③延べ床面積 10,578㎡ ④建設年月 H13.12～H15.8 ⑤建設費 4,810百万円 ⑥アリーナ バレー4面 ⑦プール 25m 6コース ⑧トレーニング室 ⑨武道場 畳256畳 ⑩弓道場 9人立 ⑪スタジオ 130㎡ ⑫研修室 最大72席 ⑬ウォーキングコース230m ⑭託児室 	<p>(1)収支差額が大きく、収入は減少傾向 (収支差額) (利用料) H22 △153,375千円(45,411千円) H23 △148,766千円(46,342千円) H24 △153,850千円(40,968千円)</p> <p>(2)利用者数が横ばいである H22 213,745人 H23 214,969人 H24 214,339人</p> <p>(3)政策目的の達成度が検証されていない ※条例に明記された内容 「東遠圏域におけるスポーツの振興及び健康増進を図る」</p>	<p>①市は、市民の貴重な税金を使っている責任感が欠如していること (収支差額の実態に触れず、施設サービス水準や市民満足度を考えていない)</p> <p>②利用者層の拡大、安価で継続的に市民が健康増進に取り組める仕掛けがないこと</p> <p>③武道場や弓道場は特定団体の占用利用となっているとともに汎用性がないこと</p> <p>④人件費を含めて市が全てを負担するスキームが指定管理者の痛みを無くしていること</p>	<p>A「市の施設経営に対する考え方を換え、明確にする」</p> <p>B「新たな収入構造の構築」</p> <p>C「利用料金の見直し」</p>	<p>①市は施設運営に関する方針を指定管理者に明確に示す</p> <p>②設備(施設)ごとの損益を確実に分析する</p> <p>①会員券(バスポート券)の復活 ②遠方の市民や利用していない市民への積極的なPR ③特定団体だけでなく、利用者の底辺を広げる工夫 ④プロスポーツの試合等、より集客性の高い興業の実施 ⑤健康志向の高まりや収益性を考えた自主事業の実施 ⑥指定管理者による独自財源の確保(古紙回収、各種助成制度の活用)</p>	<p>①完全独立採算制の導入 ②指定管理者が人件費を負担する制度の検討 ③特定団体による協働型指定管理の導入 ④機能役割別管理への移行を検討</p> <p>①指定管理者の投資による自主事業収入の増強 ②競技種目だけでなく、個人を対象とした多彩なジムトレーニングやエクササイズメニューの開発・サービス提供(自主事業) ③大規模修繕を勘案した新料金の検討</p>
<p>(2)指定管理者 NPO法人掛川市体育協会</p> <p>(3)指定管理期間 平成24年度～28年度</p> <p>(4)市の負担(指定管理料) H22 198,786千円 H23 195,108千円 H24 150,995千円 ※H24から利用料金併用制度を導入</p>	<p>(4)支出総額に変化なし H22 198,786千円 H23 195,108千円 H24 194,818千円</p> <p>(5)プロへの委託から、直接実施に方針変更(ただし、経費は若干の減に止まる) H17(直當時) 人件費21,298千円 外注費71,034千円 H24(指定管理) 人件費85,234千円 外注費392千円</p>	<p>⑤通常経費(特に保守経費)について過大な支出があること(公共施設の共通課題)</p> <p>⑥毎年度のコストに変化無く、利用料金制度の導入効果が無いこと</p> <p>⑦選定公募に条件設定を行い競争性を無くしていること</p>	<p>D「通常経費の見直し」</p> <p>E「競争性を高めた公募の実施」</p>	<p>①市は赤字を是とせず、指定管理者と共に知恵を出し合い経営を改善する</p>	<p>①市内外、NPO・民間企業を問わず幅広く公募を行い、選定の競争性を高める ②指定管理者の投資や企画力で市民サービスが最大化する仕組みの実践 ③公共施設共通の課題として、「経営の在り方スキーム」を新設する</p>
<p>(5)利用料収入 H22 45,411千円 H23 46,342千円 H24 40,968千円 ※バスポート券が存在した時点(H17)は、87,340千円</p>	<p>※1) 条例に記載される主な内容 ①設置目的 ②住所 ③直営或いは指定管理の別 ④管理内容 ⑤使用許可の手続き方法 ⑥料金と収納先 ⑦管理基準の作成</p> <p>※2) 規則に記載される主な内容 ①開館時間・休館日 ②指定管理者候補者募集内容 ③事業報告義務 ④責任分担</p>	<p>⑧条例・規則・要綱・仕様書などの内容が指定管理者の創意工夫の発揮を阻害していること</p> <p>⑨指定管理期間が画一的なこと(3年、5年)</p>	<p>F「指定管理者の主体性を最大限に発揮する施設運営をめざす」</p> <p>G「指定管理者の投資と指定管理期間を関連づける」</p>	<p>①指定管理者は創意工夫が発揮できるアイデアを現場から積極的に市に伝え、市はそれを具現化できるよう前向きに検討する</p>	<p>①指定管理に関する募集要項、仕様書、協定書に記載された制限を緩和する(指定管理者の自由度を増す工夫)</p> <p>①指定管理者の投資による運営の場合、指定期間を延長(7～10年)</p>
<p>(6)自主事業の状況</p> <p>①利益 H23 12,773千円 H24 14,953千円</p> <p>②内容 ・掛スポクラブ ・ショップ・グッズ販売 ・弁当販売 ・自販機設置 ・市場、野菜等販売</p>	<p>※3) 募集要項に記載される主な内容 ①対象施設 ②業務範囲 ③指定期間 ③参考の指定管理料 ④利用料の取扱 ⑤自主事業収入の取扱 ⑥職員配置基準 ⑦応募資格 ⑧選考方法 ⑨責任分担</p> <p>※4) 仕様書に記載される主な内容 ①運営方針 ②業務・自主事業遂行基準 ③事業報告基準 ④評価基準 ⑤基準低下の場合の措置 ⑥損害賠償の取り扱い</p>	<p>⑩その他</p>	<p>H「総合的な施設利用を考える」</p> <p>I「30年後の市民にとって最適な管理運営の仕組みづくり」</p>	<p>①ジョギングコース、売店、その他便施設等を整備して、周辺施設との一体利用で集客力向上を図る</p>	<p>①行政の縦割り管理の仕組みを变える (例:さんりーな=社会教育課、大池公園=地域支援課)</p> <p>②30年後には、現在より健康市民が多いまちとなるよう、運営改革後には、積極的にスポーツに取り組む人の支援を行う</p>